

『環境・利用部会意見(案)』の修正・追加を求める内容

最終頁(6頁) ← 下記のアンダーライン部分追加挿入を求める。

〈漁業〉 --- 5項の施策が記されている。しかし、特別措置法で国策として実施された琵琶湖総合開発(昭和47年4月~平成4年3月)事業と、その直後(平成4年)の琵琶湖放水操作基準の改訂によって湖面水位低下と水位平準化が起り、湖水の攪乱が抑止されて、湖流が沈静化し、その結果、予見されなかった湖棚部へのハドロ堆積(2~3m)が生じ、在来魚種の繁殖が抑制されて、生息数が激減し漁業が壊滅的な危機状況にある。提言では、理想的な姿として「魚が増れば...

『基礎原案』の修正専求(No.1)

環境・利用部会

ひわ湖部会

倉田 亨

27頁, 4.5.4 漁業

(15~17行目, 追加および修正)

淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を~~実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として~~の実施、特に琵琶湖では湖棚部に2~3mも堆積するヘドロの駆除(洗い流し)と臭気の根源であるシオスミンを生成する放線菌の駆除が必須対策で、次いで在来魚を外來魚の食害から防禦するべく外來魚駆除に傾注することを急がねばならない。他の河川でも生物生息条件に適した水質環境と流量の確保によって水産資源の保護・回復につなげ~~て~~ねばならない。

〈上記修正の必要理由〉

9/26、滋賀県漁業組合連合会役員(通協組合長30数名)等との自主的協議の席で、実情を聞き、上記の状況により10年前年50億円の水揚げがあったのに、今は11億円に低迷し、漁業不能に陥入っている漁業者が耗出して、現況のまま琵琶湖漁業は5年先には壊滅すると強い要望を受ける。10年前とは、洗堰での湖水放水操作規則改訂により湖面水位を夏期(5~7月)低下させ平準化させて以降のことである。

『基礎原案』の修正要求 (No.2)

環境・利用部会

かわ湖部会

倉田 亨

49頁、5.5.4 漁業

(9行目以下、追加・修正)

(3)琵琶湖の湖岸から1~3kmの湖棚部に堆積するハドロの流散(洗い流し)を図れる湖流を促進し、ハドロの堆積のモニタリング監視し、漁業操業に支障のモニタリング努めると共に、湖中の臭気成分を生成する放線菌の駆除にも努め、河川の流入総負荷量管理や自治体・関係機関・住民とのデータの共有化及び油やその他の化学物質の流出事故対応等のため琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。

<上記の修正の必要理由>

27頁の4.5.4 漁業の修正理由と同じ。(省畧)